

## 令和4年度 外部評価実施事業一覧

### ①新規就農総合支援事業（農水産課）

事務事業の内容	R4の主な活動や実績	上段：事業費（当初予算） 下段：うち一般財源			外部評価の反映状況
		R4	R5	増減	
<p>1. 羽ばたくルーキー農業者激励会：新たに農業を開始した青年（50歳未満）に対して、JA、農業事務所と共催して激励会を行い、補助制度等の説明を行う。</p> <p>2. 農業次世代人材投資資金：独立、自営就農して間もない農業者（原則として50歳未満）の就農後の定着を図ることを目的として資金の交付を行う。</p> <p>【交付金額】年間 1農業者当たり最大150万円（夫婦の場合は最大225万円） ※平成27年度申請者から前年度所得に応じて変動あり</p> <p>【交付期間】独立就農日から最大5年目まで交付。</p> <p>3. 旭市農林水産業後継者育成事業補助金：青年農業者（40歳未満）の育成を目的とした公的機関が主催する研修等の補助金の交付を行う。</p> <p>【補助金額】講演会開催 最大10万円、研修参加 最大25万円（かかった費用の2分の1）</p> <p>4. 新規転入農業者支援事業補助金：市内で就農する意志を持って転入した青年等に対して、補助金の交付を行う。</p> <p>【補助金額】農業用機械・施設等の取得 最大50万円（かかった費用の2分の1以内）、農地の賃借 最大20万円（農地10aあたり20,000円／年以内）</p>	<p>・新規就農者激励会の開催 新規就農者と市長との懇談会を実施し、市長からの激励の言葉と記念品を贈呈する</p> <p>・各種補助金の交付 国庫補助金である経営発展支援事業、経営開始資金、市の補助金である親元就農チャレンジ支援金、転入者農業チャレンジ支援金、新規就農者支援事業補助金を交付する。</p>	43,112	49,390	6,278	<p>①後継者確保の成功例を共有できる仕組みづくり 後継者確保に成功している事例の把握方法を検討中。</p> <p>②50歳以上の新規就農者支援 新規就農者向け国庫補助事業の年齢要件に合わせ、市単独補助事業の年齢要件拡充は検討していないが、農業事務所等と協力して就農計画の作成や、技術的な支援を行う。</p> <p>③農地を減らさずに産業としての農業を維持していくための支援方法 国庫補助事業である「農地利用効率化等支援交付金」の利用を促進し、規模拡大に積極的な農業者の農業用機械・施設整備を支援することで、高齢化等により廃業する農業者や労働力不足によって規模縮小する農業者の農地を引き受けてもらい、遊休化を抑制する。</p> <p>④就農後の定着率確認 国庫補助事業である「農業次世代人材投資事業」を利用している新規就農者については、交付期間終了後の定着率を調査している。</p> <p>⑤広報の仕方を工夫し、できるだけ多くの方に事業を周知 全国農業会議所が運営する就農希望者向け情報サイトである「農業をはじめの.JP」に掲載している、旭市の就農支援制度情報を充実させた。</p>
		8,012	6,640	▲ 1,372	

### ②あさひ健康応援ポイント事業（健康づくり課）

事務事業の内容	R4の主な活動や実績	上段：事業費（当初予算） 下段：うち一般財源			外部評価の反映状況
		R4	R5	増減	
<p>市民一人ひとりが健康の大切さを認識し、よりよい生活習慣を身につけるため、日頃の健康づくりへの取り組みをポイント化し、当該ポイントを予算の範囲内において景品と交換する。</p> <p>令和4年度から、年齢制限を撤廃し対象を拡充した。また、健康意識の向上に励んでいる企業を「健康応援事業所」として登録し、事業所での健康づくりの取り組みを市のホームページで紹介している。あわせて、景品の提供に協力してもらえる「協賛事業所」も募集を開始した。</p> <p>市民が健康づくりへ主体的かつ積極的に参加できるように、市内事業所と連携し、官民連携での健康づくりを推進していく。</p>	<p>【健康づくりの取り組みを促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設定している項目を『活動』ベースに変更した。</li> <li>・家族・グループなど集団で活動することを促進し、健康意識の向上を図った。</li> <li>・市内事業所に「健康応援事業所」として登録してもらい、従業員の健康意識の向上に励んでもらうことで、従業員やその家族の参加を促進できた。</li> </ul> <p>※健康応援事業所 20事業所登録 ・「協賛事業所」から景品の提供をしてもらうことで、多くの景品を用意することができた。 ※協賛事業所 15事業所登録</p>	1,722	2,688	966	<p>・市民への周知や早期からの健康意識の植え付けという観点から、令和4年度より年齢制限を撤廃したが10代以下の参加率は1.8%とほとんど実績がなかった。そのため、令和5年度は子どもたちでも参加しやすいようポイントの見直しを行い、市内保育所等や小・中学校に応募用紙を配布し参加者の増加を図った。（健康寿命のことを考えるのは高齢になってからという意見もあったが、子どものうちから健康意識を植付け、継続して持ってもらいたい。子どもが健康に対して意識を持つことによって親やその上の世代にも影響を与え、健康意識を持ってもらいたいと考えている。）</p> <p>・財政負担に関しては、本事業を実施することで国民健康保険の努力者支援制度の交付金の加算対象となる。また、早期からの健康への取り組みにより将来的な医療費の負担軽減につながるため、長期的にみると財政負担は抑えられると考える。</p> <p>・コロナ禍でイベントが限られていたが、ポルポロやおさいマラソンで応募用紙を配布し、事業の周知を行った。健康に関してはスポーツイベントの時だけでなく常に意識を持ってもらうきっかけがあると思うので、今後も各種イベントの際に応募用紙を配布するなど事業の周知を図っていきたい。</p> <p>・令和4年度から従業員の健康意識の向上に励んでいる事業所を『健康応援事業所』とし、登録を受け20事業所に登録してもらった。そのうち15事業所に景品の提供に協力していただける『協賛事業所』として登録してもらい、240品の協賛品を提供してもらった。今後も事業所を巻き込んで事業を実施していくことで、市民が自ら健康に関する取り組みを実施してもらえることや、集団で取り組むことにより継続的に活動に取り組んでもらえることが期待できる。また、協賛品が多く集まれば市の予算を使わずに事業の実施ができ財政負担も軽減するため、市内事業所に協力を仰ぎながら官民連携での健康づくりを行っていきたい。</p>
		422	988	566	

## 令和4年度 外部評価実施事業一覧

## ③住宅・建築物耐震化促進事業（都市整備課）

事務事業の内容	R4の主な活動や実績	上段：事業費（当初予算） 下段：うち一般財源			外部評価の反映状況
		R4	R5	増減	
木造住宅の耐震化促進のため、S56.5.31以前に建築された戸建住宅の耐震診断、耐震改修にかかる費用の一部を助成する。 ・耐震診断→診断費用の1/2以内かつ4万円以内 ・耐震改修→設計、工事、管理費用の1/3以内かつ40万円以内 道路に面したブロック塀の倒壊による被害等を防ぐため、危険ブロック塀等の撤去に要する費用の一部を助成する。 ・危険なブロック塀等の撤去に要する費用の1/2以内かつ10万円以内	・無料住宅相談会 1回 ・危険ブロック塀撤去 12件 ・PR（広報、区長回覧、HP）	3,626	2,886	▲ 740	昨年度の行政評価に係る外部評価でのご意見および国の補助メニューの見直しに伴い令和6年度以降は、取組や補助の内容を見直す予定です。 1 新たな取組としては、次の各項目への対策について実施予定です。 (1) 所有者の関心低下 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促すため、ダイレクトメール等を送付する。（通知を固定資産税納税通知書に同封するなど） (2) 工事業者が分からない 所有者から改修事業者等への接触が容易となるよう、地元で耐震改修を行える業者の一覧を作成する。 2 補助内容については、補助額の上限を増額し、所有者の負担を大幅に低減できるよう調整中です。 （現在） 管理費・工事費 上限 40万円 （令和6年度以降） 管理費・工事費 上限100万円
		1,036	826	▲ 210	